

<居宅介護・重度訪問介護従業者の要件>

		居宅介護					重度訪問介護
		身体介護	家事援助	通院介助		通院等乗降介助	
				身体介護あり	身体介護なし		
初任者研修課程修了者等	介護福祉士	○	○	○	○	○	○
	実務者研修	○	○	○	○	○	○
	居宅介護職員初任者研修	○	○	○	○	○	○
	(旧)居宅介護従業者養成研修1級	○	○	○	○	○	○
	(旧)居宅介護従業者養成研修2級	○	○	○	○	○	○
	介護職員初任者研修	○	○	○	○	○	○
	(旧)介護職員基礎研修	○	○	○	○	○	○
	(旧)訪問介護員養成研修1級	○	○	○	○	○	○
	(旧)訪問介護員養成研修2級	○	○	○	○	○	○
看護師及び准看護師	○	○	○	○	○	○	
基礎研修課程修了者等	障害者居宅介護従業者基礎研修	▲	□	▲	□	□	○
	(旧)居宅介護従業者養成研修3級	▲	□	▲	□	□	○
	(旧)訪問介護員養成研修3級	▲	□	▲	□	□	○
重度訪問介護従事者養成研修修了者		●	□	●	□	□	○

○:所定単位数 ▲:30%減算 □:10%減算

●:重度訪問介護従事者養成研修修了者であって、身体障がい者の福祉に関する事業(直接支援に限る)に従事した経験を有する者(所要時間3時間以上の場合、638単位に所要時間3時間から計算して30分を増すごとに86単位加算した額)

<同行援護従業者の要件>

次の(ア)(イ)(ウ)のいずれかに該当するもの

(ア)同行援護従業者養成研修一般課程修了者

(イ)介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護職員初任者研修、居宅介護従業者養成研修、看護師又は准看護師であって、視覚障がい等を有する障がい者(児)の福祉に関する事業(直接支援に限る)に1年以上従事したもの

(ウ)国立障害者リハビリテーションセンター学院資格障害学科修了者

<行動援護従業者の要件>

次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当するもの

(ア)行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者

(イ)知的障がい者(児)又は精神障がい者の福祉に関する事業(直接支援に限る)に1年以上従事した経験を有する者

※ただし、令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者養成研修(1級課程)修了者、看護師等又は居宅介護職員初任者研修の過程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者のいずれかの要件に該当し、かつ、知的障がい者(児)又は精神障がい者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に2年以上従事した経験を有することで足りるものとみなす。

<サービス提供責任者の資格要件>

	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護
介護福祉士	○	○	△1	△2
実務者研修修了者	○	○	△1	△2
居宅介護職員初任者研修修了者	—	—	△1	—
(旧)居宅介護従業者養成研修(1級)修了者	○	○	△1	△2
行動援護従業者養成研修修了者 又は 強度行動障害支援者養成研修修了者(基礎研修及び実践研修)	—	—	△3	—
(旧)介護職員基礎、訪問介護員養成研修修了者(1級)	○	○	△1	△2
看護師及び准看護師	○	○	△1	△2

○ … 該当の資格を有すること又は研修を修了することをもって要件を満たす。

△1 … 令和3年(2021年)3月31日において該当の資格を有すること又は研修を修了することに加え、知的障がい者(児)又は精神障がい者の直接支援業務に5年以上の従事経験を有する者

△2 … 該当の資格を有すること又は研修を修了することに加え、同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事経験を有する者

△3 … 該当の研修を修了することに加え、知的障がい者(児)又は精神障がい者の直接支援業務に3年以上の従事経験を有する者